

令和 7 年度 初心者狩猟講習会の実施について

一般社団法人 富山県猟友会

1. 概 要

初めて狩猟をしようとする方や現在所持している狩猟免許と異なる免許を取得しようとする方のため、県が行う狩猟免許試験受験に向けて、講習会を開催します。

猟具の取扱いなど実技試験に対応した技能を、半日の講習で習得していただきます。
なお、知識試験については、申し込み時に、テキスト等をお渡ししますので、各自、
しっかり自習してください。

2. 初心者狩猟講習会（富山県猟友会実施）

（1）講習会日時・場所

場所：富山市新総曲輪 4 - 18 富山県民会館 701 号室

講習会回	クラス	日 時	受講申込期間	備 考（定員等）
第 1 回	A	令和 7 年 6 月 7 日 (土) 9 時～12 時	令和 7 年 5 月 16 日 (金) ～5 月 28 日 (水)	定員 26 人 (一種、二種 18 名)
	B	令和 7 年 6 月 7 日 (土) 13 時～16 時		定員 26 人 (一種、二種 18 名)
第 2 回	C	令和 7 年 8 月 16 日 (土) 9 時～12 時	令和 7 年 7 月 18 日 (金) ～ 8 月 1 日 (金)	定員 26 人 (一種、二種 18 名)
	D	令和 7 年 8 月 16 日 (土) 13 時～16 時		定員 26 人 (一種、二種 18 名)
第 3 回	E	令和 8 年 2 月 7 日 (土) 9 時～12 時	令和 8 年 1 月 9 日 (金) ～1 月 23 日 (金)	定員 26 人 (一種、二種 18 名)
	F	令和 8 年 2 月 7 日 (土) 13 時～16 時		定員 26 人 (一種、二種 18 名)
	G	令和 8 年 2 月 8 日 (日) 9 時～12 時		定員 26 人 (一種、二種 18 名)

(注) 郵便で申し込まれた場合、定員の都合で、参加回を変更いただく場合があります。

（2）受講の申込について

① 受講申込方法

・受講料 5,000 円、「令和 7 年度初心者狩猟講習会受講申込書」に必要事項を記入し、直接、来所によりお申込みください。

* 郵送（現金書留）にてお申し込みの場合は、受講料 5,000 円にテキスト送付料 500 円を添え、初心者狩猟講習会受講申込書を入れてお送りください。

締め切り間近にお申込みされる場合は、必ず、富山県猟友会へご確認ください。

（定員に達している場合があります。）

各回とも、上限定員に達し次第締切ります。できる限り支部猟友会ごとにまとめて下さい。

・キャンセルによる受講料の返金は出来ません。

②受講申込先 〒930-0096 富山市舟橋北町 4 - 19 富山県森林水産会館 3 階
富山県猟友会事務局

受付時間： 午前 9 時～午後 4 時（12 時～13 時は除く）

(3) 講習日程

午前開催クラス		午後開催クラス	
時 間	課 目	時 間	課 目
8:45～	受付開始	13:00～	受付開始
9:00～12:00	猟具の取扱い等 (技能)	13:10～16:00	猟具の取扱い等 (技能)

(注) 講習中の写真、ビデオ、携帯電話等による、一切の撮影を禁止します。

(4) テキストの配付と自主学習について

受講申込みをした方には、テキスト（狩猟読本、狩猟免許試験例題集、カモの見分け方等）を配付しますので、必ず自主学習をお願いします。（知識問題の講習は、ありません。）

また、受講に当たって、予め技能（実技試験）の項目に目を通しておいってください。

(5) 講習会携行品

テキスト、筆記用具、行動しやすい服装で出席して下さい。（サンダル不可）

(6) 初心者講習会についての問い合わせ先

県猟友会事務局 076(441)6150、各支部の猟友会事務局、各銃砲店

3. 【 ご注意 】

(1) 県の「狩猟免許試験受験申請書（狩猟免許申請書）」を申請期間内に県に提出してください！

県猟友会へ初心者講習会の申込みだけでは、県の狩猟免許試験は受けられません！

【 狩猟免許申請書の提出先 】

提 出 先	所 管 区 域	電話番号
新川農林振興センター	魚津市 滑川市 黒部市 下新川郡	0765-22-9136
富山農林振興センター	富山市 中新川郡	076- 444-4475
高岡農林振興センター	高岡市 氷見市 小矢部市 射水市	0766-26-8448
砺波農林振興センター	砺波市 南砺市	0763-32-8130

(注) 狩猟免許試験についての問い合わせ先 県自然保護課 076-444-3397

(2) 猟銃等所持許可証との関係について

① 狩猟免許試験は、猟銃等所持許可証（以下「所持許可証」という）がなくても受験できますが、
狩猟免許を取得しても所持許可証がない場合は、銃による狩猟はできません。

② 所持許可証は、申請から交付まで少なくとも3か月以上必要です。

早めに所轄警察署生活安全課にご相談ください。